

教育委員会へ実際にあった問合せ	活動の際のポイント
<b>1 任意団体及び任意加入の周知</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T Aは任意団体であり、入退会が自由であることの説明がなかった。また、加入についての意思確認がなかった。</li> <li>・ P T Aの案内や委員決めが強制的で恐怖を感じた。</li> <li>・ 役員や役割を強制的にやらされた。できない場合は、その理由を話さなければいけないことが苦痛だ。</li> <li>・ 加入することが前提で、加入しない場合には、個別に申し出なければいけないのはおかしい。</li> </ul>	<p>P T Aは任意団体であり、任意加入であることを入学式では必ず周知するようお願いします。その他の様々な機会においても、適宜周知をお願いします。</p> <p>P T Aに加入するかどうかは、個人の考えや意思によります。加入を希望しない方がいることを前提に、加入届を整備する等して、一人ひとりの意思を確認することが必要です。</p> <p>加入だけでなく活動も任意であることを念頭に置き、保護者が精神的苦痛を感じたりすることのないよう、「できる人が、できる時に、できることを」という柔軟な運営を心がけてください。</p> <p>オプトアウト方式（加入しない意思表示をするまでは自動的に加入扱いとなる）は、「断りづらい」「知らないうちに加入していた」という、保護者からの不信感につながる場合があります。オプトイン方式（加入希望者が加入届を提出）での運用が望ましいです。</p>
<b>2 個人情報の適正な取り扱い</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T Aの案内に個人情報の取扱いについての説明がなかった。</li> <li>・ 本来、P T Aが知り得ない非加入者の情報などを学校が流出させたのではないか。</li> <li>・ 学校が撮影した児童生徒の写真をP T Aが使用することは認められないのではないか。</li> </ul>	<p>個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的を明示します。また、取得時に示した目的以外に個人情報を使用する場合には、本人の同意を得る必要があります。</p> <p>そのため、学校が保護者から得た情報を、保護者本人の同意なくP T Aに提供することはできません。取得した個人情報の管理についても、P T Aと確認をしておく必要があります。</p>

### 3 P T A未加入の保護者の児童生徒への教育的配慮

- P T Aへの加入状況によって、学校での取扱い（記念品配布、登校班等）に差が出ないようにすべき。

P T Aはその学校に通うすべての子どものための活動であるので、保護者が未加入であっても、子どもに不利益がないようにする必要があります。

学校行事等（例：卒業式）の中で、教育活動上必要と判断されるものについて、学校納入金として全児童生徒から学校が徴収し、P T A活動からは切り離す等の対応も考えられます。学校納入金として徴収する場合には、保護者への説明責任の観点からも十分に精査し、慎重に判断して下さい。

### 4 P T A会費の納入について

- 学校納入金とP T A会費を一緒に引き落とすことについて、説明がなかった。
- P T Aは学校とは別団体のため、学校納入金と一緒にP T A会費を引き落とすことはおかしい。
- P T Aに加入しないので、学校納入金と一緒に引き落とされると困る。また、P T A会費の引き落としについて個別に承諾・不承諾の選択肢もない。

P T Aに関する費用（P T A会費等）を学校が集金する場合には、事前にP T A側と協議が必要です。

学校がP T Aから委任を受けて学校納入金と合わせて集金するときは、保護者が学校納入金の一部と誤認しないよう、保護者から徴収する学校納入金の承諾書等にP T A会費の納入に関する意思確認欄を設け、保護者の意思を書面で確認する等の対応が必要です。

## 5 その他（学校とPTAの関係性について）

- ・学校からPTAに対して物品の購入、寄附をお願いされた。
- ・カーテン洗濯など、学校の備品に関してPTA会費で支出するのは、問題ではないか。
- ・PTA活動に関して、学校から校長名で発信したり、役員決めやPTA会費の集金を学校が主体となったりすることは問題ないのか。

PTA会費の使用目的については、PTAの意思に基づき、PTA活動のために支出することが原則です。近年の社会的認識の変化を鋭敏に捉え、単にこれまでの慣例に倣うことなく、保護者等に対して説明責任が果たせるか否か、市民から疑念を抱かれる点はないか等の観点から見直す必要があります。

学校からPTAに依頼や相談をする際は、強制と受け取られることのないよう、事前に十分な合意形成を総会等で図る等の配慮が必要です。

※設備整備を行う目的で特定個人あるいは団体に対し寄附をするよう依頼することは禁止されているなど、寄附に関しては留意すべき点があります。

寄附の取り扱いについては、令和7年2月18日教東総第685号「PTA会計において購入された物品の寄附受納に係る留意点について」をご確認ください。

※学校がPTA活動に賛同し協力していることであっても、「任意団体が行うべきことを行政（学校）が代行している」、「校長名で発信することで、学校からの依頼と誤認させ、断れないように（実質的に強制）している。」と誤解を受ける場合があります。

※PTA会費の適正な管理・運用が行われるよう、改めて各校の規約や取扱ルールの確認をお願いします。

横浜市立〇〇学校PTA 宛

## 【参考】

各学校の実態に合わせて、PTAと相談のうえ、適宜修正してご使用ください。

## PTA加入届および個人情報取扱同意書

□ 以下の内容を確認の上、PTAに加入します。

- ・PTA規約の記載内容を理解し、同意します。
- ・個人情報取扱規則を確認の上、個人情報の取り扱いに同意します。
- ・PTA会費の支払い方法として、PTAが学校へ会費の代理徴収を依頼し、学校納入金と同時に納入されることについて同意します。  
※PTAは口座情報などの提供は受けません。
- ・お子さんの卒業時または転出時には、自動的に会員資格を失うこととします。  
※会員資格を失った場合、この加入届および同意書は適切に廃棄します。

記入日 令和 年 月 日

保護者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

## 【児童・生徒情報】

学年	組	氏名（ふりがな）

## 【個人情報の取扱いについて】

本加入届に記載された個人情報は、PTA活動の目的にのみ使用し、適切に管理いたします。法令で定める場合を除き第三者への提供や目的外利用は行いません。

## 【その他】

- ・退会は随時受け付けています。退会届の提出が必要となるため、その旨お申し出ください。返金等の手続きについては、PTA規約に則り対応いたします。
- ・PTAは任意団体であり、加入については任意です。また、PTA加入の有無によって、児童生徒が不利益を受けることはありません。本届の提出がなくても、加入の有無について確認することはありません。

※各学校PTAの実情に応じて適宜文章を追加してください。

【例】〇〇学校PTAとして加入している□□総合保障制度、〇〇サービス、△△制度について、PTA加入者情報を保険会社、〇〇会社へ情報提供をすることに同意します。